

平成27年（行ク）第3号移送申立事件

（平成27年（行ウ）第2号年金額減額処分取消請求事件）

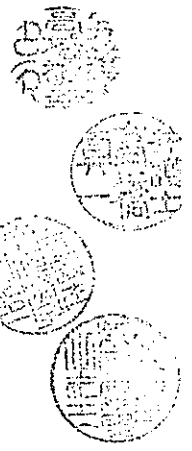
原告 増田修治 外23名

被告 国

補 充 意 見 書 (2)

平成27年8月4日

原告ら訴訟代理人弁護士	高	橋	敬	幸
同	高	橋	真	一
同	大	河	陽	子
同	柴	田	摩	耶



鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

記

被告の移送申立に対して、原告らは平成27年6月22日付け意見書（以下、単に「意見書」という。）を、平成27年7月7日付け補充意見書に追加して、次のとおり補充する。

合意管轄についての主張の補充

- 1 原告らは、平成27年3月23日付訴状訂正申立書において、厚生労働大臣所轄下に設置された社会保険審査会委員長が、「裁決書謄本の送付について」と題する書面（疎甲4）において、「保険者（厚生労働大臣）が行った処分の取消し又は当審査会が行った裁決の取消しの訴えは・・・国を被告として（訴

訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、お住まいの地域の地方裁判所に提起することができます。」と記載し鳥取地方裁判所に管轄があることを認めていることを主張した。

また、原告らは、その後行われた被告の移送申立に対する意見書でも、疎甲4の記載は、法定管轄外の裁判所に訴え提起を案内するものである以上、合意管轄の申し込みであると解さざるを得ないと主張したところである。

- 2 そうしたところ、被告は、原告らが上記のとおり主張後、厚生労働大臣所轄下に設置する社会保険審査会委員長が作成の「裁決書謄本の送付について」と題する書面の記載内容を、「お住まいの地域の地方裁判所に提起することができます。」から、「東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に提起することができます。」と変更するに至った（疎甲6）。

このような変更は、被告が「お住まいの地域の地方裁判所に提起することができます。」との記載が合意管轄の申し込みとなることを認めているからこそ、今後は合意管轄を生じさせないことを意図して行ったものである。

- 3 本件訴訟は、被告からの疎甲4での合意管轄の申し込みに対して原告らが鳥取地方裁判所へ訴状を提出する形で承諾したので、鳥取地方裁判所を裁判管轄とする合意が成立している。

疎 明 方 法

疎甲第6号証 社審発0619第1号「裁決書謄本の送付について」と題する
書面

以 上